

議案第37号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成31年3月28日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

1 財産（建物）の表示

別紙のとおり

2 譲渡の相手方

別紙のとおり

3 譲渡の条件

譲渡の相手方において、譲渡後も引き続き、区集会所の用に供するものとする。

提案理由要旨

行政経営の効率化及び地域の自主的な活動の活性化を図るため、財産（建物）を現在の指定管理者である塩田区自治会及び田中区に無償で譲渡しようとするものです。

(別紙)

番号	財産（建物）の表示	譲渡の相手方
1	朝来市塩田集会所 所在 朝来市山東町塩田474 番地1 構造 木造平屋建 床面積 131.13平方メートル	朝来市山東町塩田 [REDACTED] 塩田区自治会 塩田区長 [REDACTED]
2	朝来市田中集会所 所在 朝来市山東町栗鹿516 番地1 構造 木造平屋建 床面積 178.52平方メートル	朝来市山東町栗鹿 [REDACTED] 田中区 田中区長 [REDACTED]